

## 漢代における司隸校尉

富田, 健之

<https://doi.org/10.15017/2230951>

---

出版情報 : 史淵. 121, pp.63-91, 1984-03-27. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :



# 漢代における司隸校尉

富田健之

## 目次

はしがき

- 一 司隸校尉の設置とその性格
- 二 前漢後期における司隸校尉の質的変化
- 三 後漢代における司隸校尉
  - (1) 司隸校尉の監察機能
  - (2) 司隸校尉と司隸州
  - (3) 司隸校尉の司法機能

## はしがき

漢代の監察制度については、これまで御史制度あるいは州刺史制度などを中心に数多くの優れた研究がなされてきた。<sup>[1]</sup>しかし本稿で論じようとする司隸校尉については、それが漢朝監察体制の大きな柱の一つであったにもかかわらず、従来の研究において、司隸校尉を専論として扱ったものは管見の限りではほとんどなく、<sup>[2]</sup>もっぱら州刺史あるいは州制といったものとの関連において論じられることが多かったようである。そこには、司隸校尉は州刺史と本質的

に同質のものである。ただし、司隸校尉は京師を含む地域の監察にあたつたため他の刺史よりも重視された、という認識が前提としてあつたと考えられる。<sup>(3)</sup>しかし私見によると、漢代の司隸校尉は、前漢武帝期末に当該時期の政治的社会的問題を直接的に処理すべき特別治安維持機関のものとして設置された。その後、前漢後期において徐々に質的变化を遂げていき、前漢末から後漢初めにかけて官僚機構の一環として機能する監察官として制度的に確立されるに至つたものである。それだけに同じく武帝期に設置されたものではあつても、その設置時の性格においてもまたその後の展開においても州刺史とは質を異にするものであつたといわねばならない。

本稿はこれまでの漢代監察制度の研究においてとかく看過されがちであつた、司隸校尉の独自性といったことを視野に置きつつ司隸校尉の展開過程を動態的に考察し、漢代における司隸校尉の性格及びその機能の実態といったことを論じようとするものである。<sup>(補註)</sup>

### 一 司隸校尉の設置とその性格

本節は前漢武帝期末に設置された司隸校尉について、それが設置されるに至つた背景(、理由)、及び設置時のその性格などを論ずる。

漢書<sup>卷十</sup>九上<sup>九</sup>百官公卿表(以下百官表と略す)に、

司隸校尉。周官。武帝征和四年(西紀前八九)、初置。持節。從中都官徒千二百人、捕巫蠱、督大姦猾。

とある。武帝は後元二年(前八七)に崩じており、司隸校尉の設置はその二年前つまり武帝期もその最末期であつたわけである。右には設置時の司隸校尉の特徴の一つとして「節を持し」ていたとある。節とは、皇帝の意志を体して赴く使者に授けられるもので、節を持った使者は皇帝の代行者として使命遂行のためには殺戮をも含む強行手段を用いることができ、その意味で皇帝権の象徴ともいふべきものである。<sup>(1)</sup>従つてそうした節を持し、しかも千二百人に

ものぼる「武力」を有していた司隸校尉は、皇帝直屬の武官の性格をもっていたのではないかと推測される。しかしここではあくまでも推測として止め、以下の考察の過程でその可否を検証していくこととする。ところで右にはまた司隸校尉の職掌として「捕巫蠱」と「督大姦猾」との二つが示されている。「巫蠱」とは一般的には人の寿命を縮めようとする呪術のことであるが、ここでは時期的に見て武帝征和二年（前九一）前後に発生した一連の巫蠱事件を指していると考えてよからう。一方「大姦猾」とは種々の悪質な犯罪行為を指すものであろうが、武帝期にあってはその中頃以降犯罪の大幅な増加といったことが大きな社会問題化している。つまり司隸校尉の二つの職掌は、当該時期の現実的なしかも大きな政治的社会的問題を直接的に処理しようとしたものといえる。従って司隸校尉の二つの職掌の背後には、本節の考察目的である司隸校尉が設置されるに至った背景（理由）及び設置時の司隸校尉の性格といったことに対する解答が秘められていると考えてよからう。以下右の二つの政治的社会的問題に対して、司隸校尉設置以前、漢朝がどのような対応をなし、それが如何なる理由で司隸校尉の設置へと続いていくのかをとりあげる。

まず「督大姦猾」について述べる。対匈奴戦争あるいは大運河の開鑿など内外の大事業が相継いで展開された武帝期において、膨大な財政支出によって破綻の危機に瀕した国家財政建て直しのための増税、通貨制度の改革、専売制あるいは均輸平準法の施行などによる民衆からの仮借なき収奪が、流民の発生あるいは犯罪の増加といった社会不安を深刻化させていったことは周知の通りである。いまそうした社会不安、特に犯罪の増加という状況に対して、漢朝がどのような対応をなしたのかという点について見てみる。漢書<sup>卷九</sup>義縱伝に、

（定襄太守義）縦以鷹擊毛摯為治。後会更五銖錢白金起、民為姦。京師尤甚。乃以縦為右内史、王温舒為中尉。

温舒至惡、所為弗先言縦。縦必以氣陵之、敗壞其功。其治、所誅殺甚多。然取為小治。姦益不勝。直指始出矣。とあり、また同咸宣伝に、

是時郡守尉諸侯相二千石欲為治者、大抵尽効王温舒等。而吏民益輕犯法、盜賊滋起。（中略）大羣至數千人、擅

自号、攻城邑、取庫兵、积死罪。縛辱郡守都尉、殺二千石、為檄告梟趨具食。小羣以百數、掠鹵鄉里者不可称數。於是上始使御史中丞・丞相長史使督之、猶弗能禁。乃使光祿大夫范昆・諸部都尉及故九卿張德等衣繡衣持節、虎符發兵以興擊。

とある。右の義縱伝の記事には、特に犯罪の増加が著しかった京師では義縱、王温舒がそれぞれ右内史、中尉に任せられたとある。義縱、王温舒とともに皇帝の手足となって武帝の積極的統治策遂行をささえた、いわゆる酷吏と呼ばれる官僚である。さて右内史(のちの京兆尹)は左内史(のちの左馮翊)とともに京師を治す地方官である。また中尉(のちの執金吾)は、百官表に、

中尉。秦官。掌徼循京師。

とあるように京師の治安維持にあたる官である。漢書卷九尹賞伝に、

(尹賞)遷執金吾。督大姦猾。三輔吏民甚畏之。

とあるのは右の中尉(≡執金吾)の職分を窺わしめよう。つまり京師においては従来京師の治安維持の任を有していた右内史あるいは中尉に酷吏が登用され、それによる治安維持強化が図られたわけである。一方、京師以外の地方にあっては、右の咸宣伝に見られるように、郡国の守相ら地方官あるいは中央から派遣された御史中丞・丞相長史らによる盜賊の鎮圧などが図られているが、右の御史中丞の派遣も皇帝の支配貫徹の線で理解できる。また丞相長史についてもそうした線で理解できるであろう。

このように犯罪の大幅な増加という状況に直面した漢朝は、まず従来の漢朝治安維持機構(の機能強化)による取締り、鎮静化を図ったわけである。しかしそうした対応がすでに効を奏しないほどの状態に至っていたことは先掲の義縱・咸宣両伝の記事に窺われるところであろう。

ところで、先掲の義縱・咸宣両伝の記事の末尾に各々「直指始出」、「乃光祿大夫范昆……衣繡衣持節……」とある

が、この「直指」、「衣繡衣持節」に関しては、百官表に、

侍御史有繡衣直指。出討姦猾、治大獄。武帝所制。不常置。

とある。右がこの繡衣直指のことであるのはすでに先学の指摘されたところである(右の繡衣直指は繡衣御史、直指使者とも呼ばれる。以下原則として直指使者という)。この直指使者が百官表の「出討姦猾」を実際に行っていたことは、漢書<sup>卷七十一</sup>雋不疑伝に、

武帝末、郡国盜賊羣起。暴勝之為直指使者。衣繡衣、持斧、逐捕盜賊、督課郡国。

とあるのに窺われる。つまり先掲の義縦伝の記事に「直指始出」と記され、また咸宣伝にもそうしたことが記されているのは、犯罪の大幅増加に対する漢朝の第一次対応策というべき従来の治安維持機構による鎮静化がほとんど失敗に帰したのを受け、第二次対応策としての直指使者の派遣ということを示すものであったわけである。この直指使者の(従来の治安維持機構にはない)特徴としては、それが節(あるいは斧)を持していたということである。先述のように節は皇帝の使者としての象徴であり、それを持つことは皇帝の支配権の代行者として一種の専殺権を付与されたことを意味する(節と斧とは厳密にはやや性格を異にするが、こうした点においては節と斧とは同じものといえよう<sup>7)</sup>)。従ってそうした節(斧)を持った直指使者というものが、盜賊の鎮圧などに大きな威力を発揮したことは容易に察せられよう。また先掲の義縦伝等にも直指使者が現実には盜賊の鎮圧といった面で大いに活躍したことが記されている。なお漢書<sup>卷四十五</sup>江充伝に、

(江充)拜為直指繡衣使者。督三輔盜賊、禁察踰侈。貴戚近臣多奢僭。充皆舉劾、奏請没入車馬、令身待北軍擊匈奴。奏可。

とあるのは、直指(繡衣)使者が盜賊の逐捕といった行動のみでなく、犯罪の防止あるいは取締りといった意味での監察の面においてもその機能を発揮したのを察せしめる。

このように犯罪の大幅な増加という状況に対しての漢朝の第二次対応策というべき直指使者の派遣は、直指使者が皇帝の使者として武帝という皇帝の權威を一身に帯びたものであっただけにかかなりの成果をあげたといえる。しかしながらそこには皇帝の使者たるがゆえの不十分さ、つまり常置機構ではないという点での欠陥を拭いきれない面もあった。先掲の咸宣伝の光祿大夫范昆らが直指使者として派遣されたことを記した部分に続いて、

斬首大部、或至万余級。及以法誅通行飲食、坐相連郡、甚者數千人。數歲、乃頗得其渠率。散卒失亡、復聚党阻山川、往往而羣、無可奈何。

とあって、直指使者の派遣により盜賊の渠率は誅殺乃至捕獲されたものの、散卒が再び「聚党」して（盜賊行為をなしたため）「無可奈何」という状態となったことが示されている。これは直指使者の派遣が使者であるがゆえに臨時的なものであり（百官表に「不常置」とある）、具体的な盜賊行為に対する武力的鎮圧活動にその主眼が置かれ、日常的恒常的な督察活動（＝「督大姦猾」）というものをなしえなかったのを窺わしめる。こうしたことは直指使者の使者たるがゆえの限界というべきものである。

さて次に「捕巫蠱」についてであるが、この「巫蠱」が一般的な意味ではなく、武帝末征和二年を中心に前後數年間に起こった一連の巫蠱事件を指すものであるのは先述の通りである。この巫蠱事件は、漢書<sup>卷四十五</sup>江充伝に、

会陽陵朱安世告丞相公孫賀子太僕敬声為巫蠱事。連及陽石・諸邑公主、賀父子皆坐誅。

とあるように、陽陵の人朱安世が太僕公孫敬声が巫蠱によって武帝を呪詛したと告発したことに端を発する。それは右の敬声の父丞相公孫賀、陽石・諸邑兩公主などをまきこんだのみならず、皇太子劉拠にも波及し、巫蠱の乱の勃発と皇太子の誅殺（一説には自殺）というように、武帝末の一大政治問題化していく。そうした一連の事件の過程で、巫蠱の捜査を中心となつて行なったのが使者江充である。右の江充伝に続いて、

後上幸甘泉。疾病。（江）充見上年老、恐晏駕後為太子所誅。因是為姦。奏言上疾祟在巫蠱。於是上以充為使者。

治巫蠱。充將胡巫掘地求偶人、捕蠱及夜祠、祝鬼、染汗令有虘。輒收捕驗治、燒鉄鉗灼、強服之。民輒相誣以巫蠱。吏輒劾以大逆亡道。坐而死者前後數万人。

とある。右に見える使者は、江充が恐らく武帝の勅命によって任ぜられたと思われること、また江充が巫蠱の搜索、容疑者の逮捕、さらにはその取調べといった権限を委任されていること、あるいは江充が先に直指繡衣使者に任ぜられていたことなどを合わせ考えると、直指使者そのものではないにしても直指使者の性格を強くもつたものであったこととはほぼ間違いないであろう。要するに巫蠱事件においても「直指」的性格を強くもつた使者（＝直指使者）が任命派遣され、巫蠱の搜索、容疑者の逮捕及び取調べといった、まさしく「捕巫蠱」をなしていたわけである。

しかし右の直指的使者にあつても、先述の「督大姦猾」にあつた直指使者の場合と同様に、使者たるがゆえの限界が見出せる。それは直指使者（以下右の直指的使者をも含めて用いる）の本質にかかわる限界である。巫蠱事件が皇太子劉拠に波及し巫蠱の乱の勃発へと拡大していった背後に使者江充の暗躍があつたことは、先掲の江充伝の記事に示されている。この事件の概略は、そもそも江充は武帝の強い信任ということにより登用されていたのであるが、その江充が先に直指繡衣使者に任ぜられていた際、その職分にもとづいて皇太子を劾奏した。そのことで皇太子劉拠との間に対立を生じた。その後江充が再び直指使者として巫蠱事件の搜索に任ぜられると、彼はその立場を利用して巫蠱の容疑によって対立者皇太子を追い込んでいった、<sup>(8)</sup>というものである。そうした直指使者江充の行動は、自己個人的私利を強く反映させたものであるが、その個人的私利とは、江充の漢朝における地位が武帝という皇帝の個人的信任によるものであったため、そうした自己の地位を危うくするもの（この場合自己と対立関係にある皇太子劉拠の即位）を断固除去するという一点にあつたと見て大過なからう。これはやや極端な事例であるかも知れないが、しかし直指使者が皇帝の使者である以上、直指使者の機能が皇帝との個人的なつながりによって發揮されるということは、直指使者それ自体に本質的なものである。それは同時にその性格ゆえの限界をもつものである。

以上述べたように、従来の治安維持機構の破綻という状況を受けて「督大姦猾」及び「捕巫蠱」をなすべく派遣された直指使者も、それが使者なるがゆえの限界を露呈することとなった。そのことは先掲の咸宣伝の記事にも窺われるように、直指使者の派遣が「督大姦猾」あるいは「捕巫蠱」に十分の効果をあげえなかったことを意味する。特に巫蠱事件については、征和二年の皇太子による巫蠱の乱鎮<sup>(9)</sup>後もその余波が丞相劉屈氂、あるいは武師將軍李広利に及んでおり、それだけに直指使者に代わる新たな対応策を打ち出すべきが武帝（、漢朝）に強く意図されたであろう。

以上の考察から征和四年に「捕巫蠱」及び「督大姦猾」という職掌をもって設置された司隸校尉が、その限界を露呈した直指使者に代わるものとして出現したことは自と明らかとなる。〔司隸校尉設置以前に直指使者に代わって「捕巫蠱」あるいは「督大姦猾」を遂行したものがあつた可能性は少ない。〕従つて本節の考察目的の一つである司隸校尉が征和四年という武帝最末期に至つて設置されるに至つた背景（、理由）についてはここで繰り返し述べる必要はないであろう。

それではもう一つの考察目的である設置時の司隸校尉の性格如何という点であるが、この点は史料の不足などから実証的に検討することができない。しかし司隸校尉が設置されるに至つた背景から図式的に見ると、それは直指使者が露呈した限界、つまり使者であるがゆえに日常的恒常的な督察活動をなしえなかつたこと、また皇帝との個人的なつながりといったものをふまえてその権限を發揮するものであつたこと、を克服するものであつたとすべきであろう。こうしたことは司隸校尉が「捕巫蠱」及び「督大姦猾」という職掌をもつた、まさしく「司隸校尉」という恒常的な官として設置されたこと自体にある程度示されているといつてよい。またそれは司隸校尉が「捕巫蠱」及び「督大姦猾」という職分を遂行するにあつて、ある程度制度的な裏付けをもつものとしてその権限を發揮することができたのを察せしめる。

しかし一方においては、直指使者と司隸校尉との間に「持節」という共通点を見出すことができる。先述のように

節は皇帝の使者としての象徴であり、それを持つことは皇帝の支配権の代行者として一種の専殺権を付与されたことを意味する。その意味で直指使者が使者たりえたのは、この節（斧）を持していたからに他ならない。それだけに司隸校尉が同じく「持節」していたことは、司隸校尉もその一面において皇帝の使者の性格を強くもっていたのを窺わしめる。ただしそれは先に想定した司隸校尉のもう一つの性格、つまりある程度制度的な裏付けをもつ恒常的な官であることを必ずしも否定することとはならない。要するに設置時の司隸校尉は、皇帝の使者たる性格において直指使者の延長上に現われたという面と、直指使者の使者たる性格を克服するための制度的な裏付けをある程度付与され恒常的に設置された官であるという面との二面性をその性格として合わせもっていたわけである。

ところで、漢旧儀<sup>卷上</sup>に、

武帝時、御史中丞督司隸、司隸督司直、司直督刺史・二千石以下至墨綬。

とあって、武帝期の監察系統の官における統轄関係が示されており、ここでは司隸校尉が御史中丞の統轄を受け、（丞相）司直を統轄するとされている。しかしこの点については、<sup>卷二</sup>通典<sup>十四</sup>御史台・中丞の項に、

武帝時、以中丞督司隸、司隸督丞相、丞相督司直、司直督刺史、刺史督二千石（以）下至墨綬。

とあり、また唐六典<sup>卷十</sup>御史台・中丞の項に、

以御史中丞督司隸・司直、司隸・司直督刺史、刺史督二千石（以）下至墨綬。

とあって、各々漢旧儀のそれとは大きく異なる統轄関係の理解が示されており、いま何れをとるべきかは俄に断定し難い。ただ司隸校尉について私見を述べると、先述のように司隸校尉はその設置時未だ皇帝の使者たる一面を有しており、完全に官僚機構の一環に組み込まれていたとは考えにくいこと、また次節で述べるように前漢後期司隸校尉が丞相あるいは丞相司直との間にまさしく右のような統轄関係をめぐって対立関係を生じていることなどから見て、少なくとも武帝期においては右のような統轄関係の中には未だ完全には組み込まれていなかった、と考えるべきではな

かろうか。ただしこの点の実証的な考察については後考をまつこととする。

## 二 前漢後期における司隸校尉の質的变化

百官表の司隸校尉の設置を記した部分に続いて、

後罷其兵。察三輔・三河・弘農。元帝初元四年(前四五)、去節。成帝元延四年(前九)、省。綏和二年(前七)、哀帝復置。但為司隸。冠進賢冠。屬大司空、比司直。

とあって、前漢後期司隸校尉に対して(その廃止をも含めた)種々の改革が加えられたのが示されており、その結果としての哀帝期における司隸は、武帝期の司隸校尉とは質を異にするものとなったことが窺われる。本節では右の百官表に見えるような司隸校尉に対してなされた諸改革及びそれと深く関連した形で生じた問題を考察することによって、前漢後期における司隸校尉の質的变化ということを論ずる。

ところで、武帝が崩御した後元二年(前八七)頃から次の昭帝期及び次の宣帝期初めにかけての十数年間、史料的に司隸校尉の具体的な活動を示す事例が検索されなくなる(ただし司隸校尉がこの時期も存続していたことは確認できる<sup>(10)</sup>)。それには司隸校尉の一つの職掌であった巫蠱事件の捜査が、武帝の死にともなう巫蠱事件の終熄によりその必要性を喪失したということが作用していたのかも知れない。(なお百官表に「後罷其兵」と記されていることはほぼこの時期になされたものと見て間違ひなからう。)しかしそれと同時に政治史的な背景といったことも想定できる。つまり司隸校尉の具体的な活動の事例が検索されなくなる右の十数年間は、ほぼ大將軍霍光らによる私的な輔翼を受けた形で皇帝政治がなされていた時期であり、武帝期に比して相対的に皇帝権力というものが弱化した時期でもある<sup>(11)</sup>。一方司隸校尉は先に見たように制度的な外型をもちながらも一面では皇帝の使者的な性格を有しており、こうした点からいうと皇帝権力そのものに依拠した形でその機能を發揮するものである。従って右のような政治状況下にあ

つて司隸校尉がその機能を低下したのは必然的なことであったと考えられる。

さて、司隸校尉の具体的な活動の事例が再び現われてくるのは、地節二年（前六八）の霍光の死、それに続く霍氏一族の誅滅によって宣帝の親政が開始されてからである。漢書<sup>卷七十七</sup>蓋寬饒伝に、

（蓋寬饒）擢為司隸校尉。刺拳無所迴避、小大輒拳、所劾奏衆多。廷尉処其法、半用半不用。公卿貴戚及郡国吏繇使至長安、皆恐懼莫敢犯禁。京師為清。

とある。これは宣帝の神爵元年（前六一）頃のことであり、それだけに宣帝親政下の司隸校尉が大いに機能を發揮していたことを示すものであろう。（これは同時に先に提示した推論に一つの妥当性を与えるものでもある。）とところで右に見える司隸校尉の機能發揮は、「所劾奏衆多、廷尉処其法」とあるのから「持節」とは直接的に結びつかない非違の監察といった面におけるものであったといえる。しかもそうした監察がある程度恒常的な形でなされていたと見てもよからう。つまり右に見る限りにおいて、宣帝期の司隸校尉は、武帝期のそれが有していた二面性のうちの、ある程度制度的な裏付けをもった恒常的な（監察）官としての面を強めた（従って皇帝の使者としての面を必然的に弱めた）ものであったといえよう。このことはこの時期司隸校尉が質的に変化しつつあったのを示唆する。

右に述べたようなことは次の元帝期においてより顕在化し、それが司隸校尉からの「去節」という改変へと続いていく。漢書<sup>卷七十七</sup>諸葛豊伝に、

元帝擢（諸葛豊）為司隸校尉。刺拳無所避。京師為之語曰、問何闕、逢諸葛。上嘉其節、加豊秩光祿大夫。時侍中許章以外屬貴幸、奢淫不奉法度。賓客犯事、與章相連。豊案劾章、欲奏其事。適逢許侍中私出。豊駐車拳節詔章曰、下。欲収之。章迫窘、馳車去。豊追之。許侍中因得入宮門、自帰上。豊亦上奏。於是収豊節。司隸去節自豊始。

とある。これは初元四年（前四五）のことである。右の司隸校尉諸葛豊は先に見た宣帝の時の蓋寬饒の場合と同様

に、恒常的な監察活動をなしており、それは元帝の「嘉」するところであつたわけであるが、しかし諸葛豊が自己が（司隸校尉として）持っている節をその監察活動に機能させた時、その監察活動は元帝の意志を超えるものとなつたのである。要するに右の事件は、この時期（具体的には宣帝期頃以降）司隸校尉が恒常的な監察官としての面を徐々に強めていく過程で、司隸校尉が有していたもう一つの面、つまり「持節」に象徴される皇帝の使者たることとの間に矛盾を生じそれが大きく表面化したのが、その結果司隸校尉は「去節」された、つまり皇帝の使者たることを否定された、ということを示すものとしてよからう。（六朝の「持節」は右のような漢代の「持節」とはその性格を異にする面がある。<sup>12)</sup>）

こうした司隸校尉からの「去節」は、表面的には司隸校尉の権限の大幅な弱化和把えられるであろう。しかし本質的には司隸校尉が直指使者の延長上にあるものとして武帝期以降内包していた限界、つまり皇帝の使者として（個人的としての）皇帝権力そのものにその存在基盤を置くという不安定さ（この不安定さは武帝死後の十数年間に現われている）から脱し、恒常的な監察官としての面を強め、まさしく漢朝官僚機構の一環として機能するようになった、厳密にいえばそうした傾向を強めたと見るべきである。事実、監察機能の強化の面においては、「去節」事件以後、つまり元帝初元四年以降司隸校尉による監察活動の事例がそれ以前に比して頻見されるようになる。具体的には漢書陳湯伝の西域副校尉劾奏、同書丙吉伝の太僕劾奏（ともに元帝末）などがある。また同書王章伝には成帝期初め司隸校尉王章の監察劾奏が「大臣貴戚」に恐怖を与えたことが記されている。こうしたことは、「去節」を契機として司隸校尉の監察機能が次第に強まってきたのを示している。

因に、漢書卷八 匡衡伝に、

初、元帝時、中書令石顯用事。自前相章玄成及（丞相匡）衡皆畏顯、不敢失其意。至成帝初即位、衡乃与御史大夫甄譚共奏顯、追条其旧惡、并及党与。於是司隸校尉王尊劾奏、衡・譚居大臣位、（中略）附下罔上、無大臣輔政

之義。既奏顯等、不自陳不忠之罪。而反揚著先帝任用傾覆之徒。罪至不道。有詔勿劾。

とある。同書卷七十六王尊伝には、右の「有詔勿劾」を「有詔勿治」と記しているが、その後のこととして、

於是衡慙懼、免冠謝罪、上丞相・侯印綬。天子以新即位、重傷大臣（顏師古曰、重、難也。）、乃下御史丞問狀。（中略）有詔左遷尊為高陵令。

とある。右に見える司隸校尉王尊の丞相（及び御史大夫）に対する劾奏は、成帝の「勿劾（治）」という決定によって実質的に機能しておらず、逆に王尊は左遷されている。ところで右の丞相匡衡は二年後の建始三年（前三〇）再び司隸校尉の劾奏を受けている。それについて匡衡伝に、丞相匡衡が自分の（侯としての）封地の境界について不正をなしていたことが記され、続いて、

司隸校尉（王）駿・少府忠行廷尉事劾奏、（中略）衡位三公、輔國政。領計簿、知郡實、正國界。計簿已定而背法制、專地盜土以自益。（中略）皆不道。於是上可其奏、勿治。丞相免為庶人。

とあって、ここでも成帝は司隸校尉王駿らの劾奏に対して「勿治」という決定を下しているのがわかる。藤岡喜久雄氏はこうしたことについて「即ちこれらは、（中略）丞相は司隸校尉によって治罪さるべきではないという原則を、提示している如く思われる」とされている。（13）藤岡氏が如何なる意味において「治罪」という言葉を用いられたのかわからないが、一般的に「治罪」とは、犯罪の事実を糾問して刑を科す、ことを意味する。（14）つまり治罪と劾奏とは一応区別されるべき行為であり、一般的形態としては「劾奏→治罪」と続くものである。それからすると丞相匡衡については二度とも治罪はなされていない。しかし劾奏について見ると、一回目の王尊の劾奏については、「天子以新即位、重傷大臣」とあるのから成帝が劾奏そのものを否定したわけではないことが読みとれる。また二回目の王駿の劾奏については、直接的に成帝が劾奏自体を「可」としたことが示されている。要するに右の丞相匡衡事件においては、司隸校尉による劾奏は成帝の認めるところであったが、時の政治状況から治罪はなされなかったとすべきであろう。つ

まり司隸校尉はこの時期「公」たる丞相（当然御史大夫も含まれる）をも監察対象とし、その結果としての劾奏をなした（それだけに監察機能を強めていた）のである。

次に、右のような司隸校尉の監察機能が官僚機構の一環として行なわれるようになってくることについて述べる。

漢書卷八十四翟方進伝に、成帝期中頃のこととして、

会北地浩商為義渠長所捕、亡。長取其母、与豨猪連繫都亭下。商兄弟会賓客、自称司隸掾・長安鼎尉、殺義渠長妻子六人、亡。丞相・御史請遣掾史与司隸校尉・部刺史并力逐捕、察無状者。奏可。司隸校尉涓勳奏言、（中略）

臣幸得奉使、以督察公卿以下為職。今丞相（薛）宣請遣掾史、以宰士督察天子奉使命大夫。甚諄逆順之理。（中略）願下中朝特進列侯・將軍以下、正国法度。議者以為丞相掾不宜移書督趣司隸。会浩商捕得伏誅、家屬徙合浦。とある。これは丞相及び御史大夫が各々の掾史を派遣し司隸校尉及び部刺史とともに地方での犯罪者の逐捕にあたらせたいとの上奏をなし、それが裁可されたが、それに対して司隸校尉涓勳が直ちに反対の意を表明し、また内朝官を中心とする集議においても涓勳の反対意見が支持されたことを伝えている。そこには掾史派遣を通じて司隸校尉を自己の統轄下に置こうと企図する丞相と、それを阻止しようとする司隸校尉との間の対立関係が看取できるが、そこで司隸校尉涓勳の最大の主張は、「宰士」たる丞相（及び御史大夫）の掾史が「天子奉使命大夫」たる司隸校尉を督察することは「逆順之理」にもとるものである、というところにあると見てよからう。つまり涓勳は、丞相による司隸校尉統轄という動きに対して、司隸校尉は皇帝の使命を奉ずる使者であるという基本認識に立った主張を展開し、そうした動きを拒絶しようとしたわけである。ここに見える涓勳の司隸校尉についての認識は、一見すると元帝期の「去節」を契機として司隸校尉は皇帝の使者たることから脱し、官僚機構の一環として機能するという傾向を強めていくとした私見と大きく矛盾しているようである。しかし以上のことは、「去節」以前の司隸校尉が皇帝の使者としての面を強く有しており、それだけに「去節」を契機として大勢的に官僚機構の一環として機能するという方向へ進

みながらも、依然として司隸校尉それ自体に皇帝の使者としての面がかなり強く残存していたことを示すものであり、その意味で私見との矛盾を示すものではない。

右に見えるような涓勳の司隸校尉認識と当時の司隸校尉の実態との間に、すでにかなりのズレがあったことは、同じく翟方進伝の次にあげる記事に窺われる。

故事、司隸校尉位在司直下。初除、謁兩府（顔師古曰、丞相及御史也）。其有所会、居中二千石前、与司直並迎丞相・御史。

初、（丞相司直翟）方進新視事。而涓勳亦初拜為司隸。不肯謁丞相・御史大夫。後朝会相見、礼節又倨。方進陰察之。勳私過光禄勳辛慶忌。又出逢帝舅成都侯商道路、下車立、待過、乃就車。於是方進拳奏其状、因曰、（中略）（涓勳）不遵礼儀、輕慢宰相、賤易上卿。而又詘節失度、邪諂無常、色厲内荏。墮国体、乱朝廷之序。不宜位。臣請下丞相免勳。

とあり、続いて太中大夫平当が翟方進を批判したことが記され、さらに続いて、

上以方進所拳庇科、不得用逆詐廢正法。遂貶勳為昌陵令。

とある。右に見える司直は、百官表の丞相の項に、

武帝元狩五年（前一八）、初置司直。秩比二千石。掌佐丞相舉不法。

とある丞相司直（以下司直と略す）のことであるが、右の「故事」では司隸校尉の「位」が司直の下にあるとされている。このことの詳細像ははっきりしないが、推測するに司直が「丞天子助理万機」する丞相の監察担当の補佐官であり、必然的に司隸校尉を督察する立場にあるといったことを意味するのではなからうか。いずれにしても「司隸校尉位在司直下」ということを含めた右の「故事」は、司隸校尉がまさしく丞相（及び御史大夫）に統轄される漢朝官僚機構の一環として機能するものであったのを示していると見て大過なからう。（その意味で右の「故事」の内容は時期的に元帝期頃以降のことを指していると考えられる。）ところで右で司隸校尉涓勳はそうした「故事」を事実上

否定する行動を取っているが、それは先に見たように涓勳が、司隸校尉は皇帝の使命を奉ずる使者であり丞相の統轄を受けるような性格のものではないといった、いわば旧による自負にも似た認識に固執していたためであることは明らかである。そこに「故事」をふまえた司直翟方進による涓勳批判、つまり涓勳の行動が「海内無不統」（中略部分）き丞相を軽慢し、「朝廷之序」を乱すものであるといった内容の批判がなされたわけである。

以上のような司隸校尉涓勳と司直翟方進（に代表される丞相側）との対立は、最終的に涓勳の昌陵令への左遷という形に終わっている。このことは、成帝が涓勳の主張を斥けることによって、司隸校尉の皇帝の使者たることを否定し、改めて司隸校尉が官僚機構の一環として機能するものであるとする「故事」を確認したことを意味するとしてよかるう。こうしたことから司隸校尉の質的変化というものが紆余曲折を経ながらも徐々に進んでいった状況が窺われるであろう。

さて、先掲の百官表に「成帝元延四年省。綏和二年、哀帝復置。但為司隸。冠進賢冠。属大司空、比司直」とあって、成帝末元延四年（前九）に司隸校尉が廃止され、その二年後の哀帝即位の年綏和二年（前七）に司隸として復置されたということが示されている。この百官表の記載は、漢書卷十成帝紀元延四年の条に、

二月、罷司隸校尉官。

とあり、また同書卷七鮑宣伝に、

時哀帝改司隸校尉但為司隸、官比司直。

とあるのからは、前漢末における司隸校尉の実態を伝えていると考えてよかるう。

ところで、こうした官の廃止については一般的にいつてその官が存在価値を喪失したという理由が想定されよう。しかし司隸校尉に関しては、先に見たところから、また廃止の四年前の永始四年（前一三）に「公卿列侯親属近臣」の奢侈に対する督察強化を命ずる詔が司隸校尉に下されている（漢書成帝紀）ことなどから考えて、司隸校尉の存在

価値の喪失といったことは想定しにくい。しかも哀帝の即位とはほぼ同時に復置された司隸は、ただちに成帝の外戚王氏あるいは趙氏に対してその監察機能を大いに發揮しているのである（漢書元后伝及び外戚伝）。こうしたことは司隸校尉の廃止と司隸としての復置との間に有機的な関連があったのを予想させる。以下その点について検討する。

百官表によると司隸校尉から司隸へと移行するにあたって、次のような改革がなされたのがわかる。それは(1)「校尉」号を省いたこと、(2)「進賢冠」を冠せしめたこと、(3)大司空（もとの御史大夫）に属せしめ（大司徒——もとの丞相——の属官たる）司直に比したること、の三点である。まず(1)についてであるが、周知のように「校尉」号は武官系統の官に付せられるもので（例えば城門校尉、中壘校尉など）、司隸校尉についても先に武官的性格をもつものであることを指摘した。従ってそうした「校尉」号が省かれたことは、（その結果としての）司隸が武官的性格を喪失したことを意味する。それと関連するのが(2)の「進賢冠」を冠せしめられたことである。「進賢冠」とは、後漢書輿服志に、

進賢冠。古緇布冠也。文儒者之服也。

とあって、文官（あるいは儒者）たることを表わす冠である。つまり(1)と(2)からは司隸校尉が、司隸校尉が有していた武官的（な皇帝の使者的）性格を払拭し、新たに文官的なもの（＝司隸）として再生されたものであることが察せられる。さらに(3)の大司空の属官として司直に比せられたことは、(1)と(2)をふまえたうえで、司隸が官僚機構の一環として完全に組み込まれたことを示すものであるとよかろう。要するに右に述べた三つの改革は、司隸校尉を官僚機構の一環として機能する監察官（＝司隸）へ改変するためのものであったわけである。またそうした意義をもつ右の改革及びそれによる司隸校尉から司隸への転換が、本節で述べてきた前漢後期における司隸校尉の質的变化の流れの一環をなすものであるのは自と明らかであろう。さらには右のような改革を経ることによってそうした質的变化が一つの到達点に達したものと見てもよかろう。

以上の考察から元延四年の司隸校尉の廃止が文字通りの廃止ではなく、司隸としての再生を前提とした旧来の司隸校尉（の皇帝の使者としての性格）の否定といった意味をもつものであったと考えても大過なからう。なお司隸校尉の廃止と司隸（として）の復置との間の二年間には、成帝が崩御し哀帝が即位したといったことはあるが、それ以外に右のような見解を否定する大きな政治的動きはない。

### 三 後漢代における司隸校尉

後漢書百官志四（以下百官志と略す）に、

司隸校尉。一人。比二千石。本注曰、孝武帝初置。持節<sup>(a)</sup>、掌察<sup>(a)</sup>學百官以下、及京師近郡犯法者。元帝去節。成帝省。建武中復置<sup>(a')</sup>、并領一州。從事史十二人。（中略）司隸所部郡七。

とある。右の本注部分（「并領一州」まで）は明らかに先掲の百官表の記載をもとにし、それに後漢代のことを付したものであるが、そこにはいくつかの省略と混乱が認められる。いまそれを詳述する余裕はないので以下の考察に必要な点に限って結論的に行くと、傍線<sup>(a)</sup>の部分には本来（百官表に記されている）「（從中都官徒千二百人）捕巫蠱、督大姦猾。」があるはずであり、従って右の傍線<sup>(a)</sup>の部分は<sup>(a')</sup>の部分、つまり「建武中復置」と「并領一州」との間に記されるべきものである。要するに傍線<sup>(a)</sup>の部分は、後漢代の司隸校尉の職掌についての記述であると考えられるべきであろう。

以上のことをふまえたうえで、右の百官志の記事を見てみると、後漢代に入ると再び司隸校尉という名称が復活しているのがわかる。しかしこの「校尉」号の復活は、（司隸校尉が）京師及びその近辺の警察権を握ったところ（後漢書橋玄伝等）に生じたものであろう。従って本節の以下の考察によって明らかにされるところであるが、後漢代の司隸校尉は、全体的にはあくまで前漢末哀帝の時の司隸の発展と把えられるものであり、旧来の司隸校尉の復活では

ない。因に後漢代の司隸校尉が官僚機構の一環として位置しており、しかもそれが重要視されていたことは、後漢書列伝<sup>第七十</sup>宣秉伝に、

光武特詔、御史中丞与司隸校尉・尚書令会同並專席而坐。故京師号曰三独坐。

とあることに窺われよう。要するに後漢代は、司隸校尉にとつてその確立期であったと考えられる。

そこで本節は後漢代における司隸校尉の様態を明らかにするため、(1) 司隸校尉の監察機能、(2) 司隸校尉と司隸州(との関係)、(3) 司隸校尉の司法機能、の三款にわたつて各々の問題を考察する。

(1) 司隸校尉の監察機能

司隸校尉が後漢一代を通じてその監察機能を大いに發揮したことについては、すでに周知の通りでありここでの論述は省略する。

次にその監察が及んだ範囲であるが、太平御覽<sup>卷二百</sup>職官部<sup>四十</sup>司隸校尉の項に引く漢官儀に、

司隸校尉。糾皇太子三公以下及旁州郡国。無不統。

とあり、また百官志の注に引く漢官典職儀に、

(司隸校尉) 職在典京師、外部諸郡。無所不糾。封侯・外戚・三公以下無尊卑。

とあつて、後漢代(漢官儀・漢官典職儀がともに後漢代の制度を述べていることは、他の部分の記述から推してほぼまちがいないところであろう)の司隸校尉が、皇太子、封侯(封王・列侯)、外戚、三公以下(の百官)、旁州郡国(の地方官)をその監察対象としており、それはまさに「無不統」というものであつたとされている。右に示されている監察対象のうち封侯・外戚・(三公を除く)百官・旁州郡国(の地方官)については、趙王劉良(後漢書列伝<sup>第十</sup>鮑永伝)、外戚竇憲及び梁氏(同<sup>第十一</sup>宋意伝及び同<sup>第十八</sup>心奉伝)、太僕袁安(同<sup>第十五</sup>袁安伝)、執金吾竇景(同<sup>第三</sup>張弼伝)、左馮翊周沢(同<sup>第六</sup>周沢伝)、荊州刺史某(同<sup>第十三</sup>徐璆伝)などを時の司隸校尉が劾奏した事例が見られること



のであろう。こうした朝会の場における三公の言動（の非違）を司隸校尉が監察し（その結果として劾奏し）た事例は、同じく列伝<sup>第三十五</sup>の張酺伝の太尉張酺について見られる。またやや特異なものであるが、後漢書列伝<sup>第四十一</sup>龐參伝に、司隸校尉が順帝の旨を承けて太尉龐參を劾奏した事例が見られる。こうした事例が当該時期の政治的な動きとからんだ（その場限りの）特例といったものではなく、あくまで司隸校尉の（日常的な）監察活動の一環としてなされたものであることを示しているのは、後漢書列伝<sup>第四十八</sup>虞詡伝に、

（順帝）永建元年（一二六）、（虞詡）代陳禪為司隸校尉。数月間、奏太傅馮石・太尉劉熹・中常侍程璜・陳秉・孟生・李閔等。百官側目、号为苛刻。

とあり、続いて、

三公劾奏詔盛夏多拘繫無辜、為吏人患。詔上書自訟、（中略）順帝省其章、乃為免司空劉敦。

とあって、司隸校尉が三公らを劾奏したのを逆に批判した司空が順帝に免官せしめられた、ということからも察せられよう。さらに後漢書列伝<sup>第十六</sup>劉矩伝に、桓帝の時のこととして、

延熹四年（一六一）、（劉矩）代黃瓊為太尉。瓊復為司空。矩与瓊及司徒种嵩同心輔政、号为賢相。時連有灾異。

司隸校尉以劾三公。

とあって、災異を理由とした司隸校尉の三公劾奏がなされたのがわかる。また同書列伝<sup>第十四</sup>楊彪伝に後漢末獻帝の時にもそうした事例が見える。こうした個別具体的な非違ではなく、災異という極めて抽象的な理由による司隸校尉の三公劾奏がなされていたことは、それだけに司隸校尉が三公を恒常的にその監察対象としていたのを察せしめるものとなる。

以上見たところから後漢初めの一時期を除いて、（史料的に見ては章帝期以降）司隸校尉は常時三公をその監察対象としておりその結果としての劾奏をなしえたと結論してよからう。なお残る皇太子についてであるが、後漢代、

司隸校尉が皇太子を劾奏した事例は見られない。しかし先掲の漢旧儀の記事の（皇太子を除く）他の部分がほぼ司隸校尉の実態を伝えていることから見て、皇太子についても司隸校尉はそれを監察対象としており、もし非違があった場合劾奏すべきであるとされていたらと考えても大過なからう。

こうした司隸校尉が「無所不糺」という強大な権限を有していたであろうことは容易に察せられる。ただしこのことをもって司隸校尉が官僚機構それ自体から距離を置いたところに機能する特別な監察官であったと想定することはできない。後漢書列伝<sup>第三十五</sup>袁安伝に、和帝期外戚竇氏（憲・篤・景兄弟）がその威権を柄に数々の非違をなしていた際のこととして、

有司畏憚、莫敢言者。（司徒袁）安乃劾（執金吾竇）景擅発辺兵、驚惑吏人。（中略）当伏頭誅。又奏、司隸校尉・河南尹阿附貴戚、無尽節之義。請免官案罪。

とあるが、ここで司徒袁安が（地方官たる河南尹と並ぶ形で）司隸校尉の職務不遂行を劾したことは、まさしく司隸校尉が司徒（を始めたとする三公）による統轄を受けていたのを察せしめる。

また、後漢代にあつて司隸校尉の（監察面での）職務不遂行を糾弾しえたものに、尚書令あるいは尚書僕射といった尚書府の官がある。後漢書列伝<sup>第三十三</sup>梁恢伝に、

（梁恢）入為尚書僕射。是時河南尹王調・洛陽令李阜与（車騎將軍）竇憲厚然、縦舎自由。恢劾奏調・阜、并及司隸校尉。

とある。右で尚書僕射梁恢が司隸校尉をも併わせ劾奏したのは、河南尹及び洛陽令の非違の不糾というところにその理由があらう。また同書列伝<sup>第三十五</sup>周景伝の注に引く漢官典職儀に、京師における犯罪の増加に対して早急な対策を怠ったという理由で尚書令周景が司隸校尉左雄を糾弾した事例が見える。こうしたことは後漢中期頃以降実質的な国政担当機関化していた尚書府<sup>16</sup>（の官）が（その職任として）司隸校尉の監察面での職務不遂行を糾弾すべきであり、ま

た事実糾弾していたことを示している。

以上の考察から後漢代の司隸校尉が官僚機構の一環としてその監察機能を發揮していたことは明らかであろう。さらにいえばそうした司隸校尉に何らかの欠陥があった場合、(二三公あるいは尚書といった)他の官がそれを糾弾すべきであり事実それをなしていたということは、後漢代の官僚機構が一つの組織体として機能的にかなり整備強化されたものであったことを察せしめる。

## (2) 司隸校尉と司隸州

後漢代における司隸校尉が、河南・河内・右扶風・左馮翊・京兆・河東・弘農の七郡からなる司隸州を「領」していたことは周知のところである。また近年の研究によって、司隸校尉が一州を「領」という体制が実質的には前漢末哀帝の頃にはほその基礎を固めていたことがわかってきた。さらには司隸校尉が司隸州を「領」することの実態についてもかなりの部分解明されているようである。<sup>[17]</sup>しかし司隸校尉が司隸州内の地方官、とりわけ郡の太守あるいは県の令・長などとの間にどういった関係を有していたのかといった点については未だ十分には解明されていない。以下その点を考察する。

後漢書列伝第六周紆伝に、

(周紆) 徵拜洛陽令。(中略) 皇后弟黃門郎竇篤從宮中婦、夜至止姦亭。亭長霍延遮止篤。篤蒼頭与争。延遂拔劍擬篤、而肆冒恣口。篤以表聞。詔召司隸校尉・河南尹詣尚書譴問、遣劍戟士收紆送廷尉詔獄。

とあって、洛陽止姦亭の亭長が(和帝の)外戚黃門侍郎竇篤に対して狼藉を働くという事件が起こった際、その責任を問われて洛陽令が詔獄に収送されると同時に司隸校尉及び河南尹が尚書府に徵召され譴責処分を受けたことが記されている。このことは「司隸校尉↓河南尹↓洛陽令」といった官制上の統轄関係が機能していたのを察せしめる。前款で尚書僕射梁恢が洛陽令及び河南尹の非違に対する司隸校尉の不糾を糾弾した事例を見た。それは司隸校尉の職務

不遂行に対する糾弾であったわけであるが、そこにあっても右のような三者の統轄関係が背後で機能していたとされる。なおこうした統轄関係は、司隸校尉と他の司隸州内の地方官との間にもあったと敷衍して考えても大過なかる。

ところで、右のような司隸校尉と司隸州内の地方官との間の統轄関係が具体的に機能する場としては、第一に司隸州内の警察というものがある。後漢書列伝第四十一橋玄伝に、

光和元年（一七八）、（橋玄）遷太尉。数月、復以疾罷。拜太中大夫、就医里舍。玄少子十歳、独游門次。卒有三人持杖劫執之、入舍登楼、就玄求貨。玄不与。有頃、司隸校尉陽球率河南尹・洛陽令田守玄家。（後略）

とあって、京師における犯罪者の逐捕といった警察活動において、司隸校尉が河南尹及び洛陽令を統率して事にあたったのがわかる。（第一）また同書列伝第六寇荣伝にもそうした事例が見える。第二に司隸州内の監察がある。ただしこれは司隸校尉が州内の地方官を監察するという意味ではなく、州内の非違に対する監察を各地方官を通じてなしたということである。後漢書列伝第四十四楊彪伝に、

（楊彪）遷侍中・京兆尹。光和中、黃門令王甫使門生於郡界辜權官財物七千余万。彪發其姦、言之司隸。司隸校尉陽球因此奏誅甫。

とある。これは京兆尹楊彪が黃門令王甫が郡界においてなしていた非違に関する調査を行ない、それによって掴んだ非違の証拠を司隸校尉陽球に報告したが、陽球はその報告にもとづいて王甫を奏誅したというものである。後漢書陽球伝によると陽球は司隸校尉就任以前より王甫（を始めとする宦官）誅殺に執念を燃やしており、それだけに右の楊彪の行動は陽球の指示によるものとも考えられる。いずれにしても右からは、司隸校尉が司隸州内の地方官を下部機構として非違の調査にあたらせることによってその監察機能を大いに發揮したことが察せられよう。（司隸校尉と地方官との統轄関係が具体的に機能する場合は他にも想定できるが、史料などの都合上ここでは論述しない。）

以上極めて概観的にすぎないが、司隸校尉は司隸州内の地方官との間に有機的な統轄關係を有しており、それによつて司隸州における警察あるいは監察の面においてその機能を効果的ならしめたとはいえよう。

### (3) 司隸校尉の司法機能

司隸校尉がその監察の結果としての劾奏を行なった場合、皇帝はそれに対して何らかの判決を下すこととなるわけであるが、前漢代についてそれを見ると、その判決には大まかにいって三通りあるようである。一つは法官たる廷尉（あるいは皇帝が特に指名した官僚）に下して治罪せしめる場合（漢書<sup>卷七</sup> 蓋寛饒伝）、二つは劾奏を認めたらうえで（治罪せしめずに）免官などの決定を下す場合（同書<sup>卷八</sup> 匡衡伝）、三つは劾奏を認めず「勿治（効）」といった詔を下す場合（同書<sup>卷七</sup> 王尊伝）。こうしたことは後漢代にあつてもほぼ同じであつたと考えられる。ところが後漢代もその中頃以降になると、右のような形態とは別に、劾奏を行なった司隸校尉自らが被劾奏者の逮捕・拘禁・取調べといつた、いわゆる司法行為をなし、また時には取調べ後誅殺などの処罰を自ら執行したことを示す事例が散見されるようになる。以下そうした司隸校尉の司法機能といふべきものの実態などを考察する。

後漢書列伝<sup>第二</sup> 蘇不韋伝に、桓帝末乃至靈帝初め頃のこととして、

（蘇）不韋。字公先。父謙、初為郡督郵。（中略）謙累遷至金城太守。去郡歸鄉里。漢法、免罷守令、自非詔徵、不得妄到京師。而謙後私至洛陽。時（李）嵩為司隸校尉。收諫詰掠、死獄中。嵩又因刑其屍。

とある。右に見える司隸校尉李嵩は、漢法を犯した元金城太守蘇謙を自ら逮捕拘禁し拷問を加え、なおかつその過程で蘇謙が死ぬとその屍を刑している（この「刑」は動詞的に「くびきる」といった意味ではなからうか）。この李嵩の一連の行為は、同伝のあとの部分に見える段頰の上言の中に「嵩表治謙事」とあるのから「表」して「治」した、つまり皇帝に上表しその裁可を受けてなされたものとすべきである。それだけに右に見える司隸校尉李嵩のなした行為が特殊なものではなく、ある程度一般的なものではなかつたかと考えられるのである。この点をもう少し検討して

みよう。後漢書列伝第五十七李膺伝に、桓帝の時のこととして、

（李膺）再遷、復拜司隸校尉。時（中常侍）張讓弟朔為野王令、貪殘無道、至乃殺孕婦。聞膺厲威嚴、懼罪逃還京師、因匿兄讓弟舍、藏於合柱中。膺知其狀、率將吏卒破柱取朔、付洛陽獄。受辭畢、即殺之。

とあり、続いて、

讓訴寃於帝。詔膺入殿、御親臨軒、詰以不先請便加誅辟之意。膺對曰、（中略）今臣到官已積一旬、私懼以稽留為愆、不意獲速疾之罪。（中略）帝無復言、顧謂讓曰、此汝弟之罪。司隸何愆。乃遣出之。

とある。右の司隸校尉李膺は先に見た李嵩と同様、犯罪者（野王令張朔）の逮捕、（洛陽獄への）拘禁・取調べを行っている。また李膺はその取調べの後、（取調べの結果にもついた形で）張朔を誅殺している。ただしこの場合、李膺が右のような（司法）行為をなすにあたって桓帝の裁可を予め受けていなかった点、つまり「不先請便加誅辟」ということが問題となったわけである。しかし観点を変えて見ると、こうしたことは逆に皇帝の裁可を受けさえすれば、右のような行為はまさしく司隸校尉の正当な職務遂行として認められたことを示している。要するに司隸校尉は皇帝の裁可を受けることによって、犯罪者の逮捕・拘禁・取調べ及び刑の執行という一連の司法行為をなしたといつてよからう。

ところで、右の李膺伝には洛陽獄なるものが見えている。後漢代京師洛陽には、廷尉獄と洛陽獄との二つの獄が設置されている（百官志）。廷尉獄は法官廷尉が皇帝の勅命による裁判、すなわち「詔獄」<sup>19</sup>を行なう獄であり、それだけに廷尉の管轄下にあつたとされる。一方、洛陽獄は結論的について右の李膺伝に見える洛陽獄のことである。（他に洛陽獄と呼ばれる獄はない。）後漢書卷四和帝紀永元六年（九四）七月の条に、

丁巳、幸洛陽寺（李賢曰、寺、官舍也）、録囚徒、拳冤獄。收洛陽令下獄抵罪。司隸校尉・河南尹皆左降。

とあるが、右の「洛陽寺」が一般的に洛陽県の官舎を意味し、また右の記事がその官舎内にある獄であることを記して

いるのは明らかであろう。また右からその洛陽県の官舎の中の獄が司隸校尉・河南尹・洛陽令の三者の管轄下に置かれていたことがわかる。それだけにこの獄が李膺伝に見える洛陽獄のことであるのはほぼ間違いないところである。従って李膺は自己の管轄下にある洛陽獄において先に見たような司法行為を遂行したことになる。

さて、後漢書列伝<sup>第六十七</sup>陽球伝に、

光和二年（一七九）、（陽球）遷為司隸校尉。（中常侍）王甫休沐里舍。球詣闕謝恩、奏收甫及中常侍淳于登・袁赦・封翊・中黃門劉毅・小黃門龐訓・朱禹・齊盛等、及子弟為守令者、姦猾縱恣、罪合滅族。太尉段熲詔附佞倖。宜並誅戮。於是悉收甫・熲等送洛陽獄、及甫子永業少府萌・沛相吉。球自臨考甫等、五毒備極。（中略）簞朴交至。（王甫・萌・吉）父子悉死杖下。熲亦自殺。乃僿磔甫屍於夏城門、大署榜曰、賊臣王甫。尽没入財產、妻子皆徙比景。

とある。司隸校尉陽球が京兆尹楊彪の働きにより事前に中常侍王甫（楊彪伝には黃門令とある）らの非違の証拠固めをしていたことは先に見た通りである。つまり司隸校尉陽球はその監察活動によって王甫らの非違を明らかにし、それを劾奏するとともに王甫らの誅殺を要請した。その劾奏・要請が裁可されるとただちに王甫らを逮捕し、自己の管轄下にある洛陽獄に拘禁し、まさしく拷問をなすことによって彼らを誅殺したわけである。（この事件における司隸校尉陽球の行動は、本節で述べてきた後漢代の司隸校尉の機能を全て集約したものであったといえる。）要するに右における司隸校尉陽球は非違の監察から刑の執行に至るまでの行為をほぼ独占的かつ自立的に遂行することができたわけであり、その意味で監察機能と司法機能の結合と見る事ができるであろう。

以上三款にわたる本節での考察によって、後漢代における司隸校尉の存在様態がほぼ明らかになったと思う。要するに後漢代の司隸校尉は、漢朝官僚機構の一環をなすものとして確立され、そのうえで「無所不糾」と表現される監察機能及び（中期以降）それと結合した形での司法機能を大いに発揮したわけである。それだけに後漢末の政治的混

乱の中にあつて、司隸校尉はいよいよその存在価値を高めていくのである。<sup>(20)</sup>なお本稿では司隸校尉の存在を必要とした漢朝支配構造の特質といったことには、紙数の関係もあつて論及しえなかつた。今後の課題としたい。<sup>(補註)</sup>

〔註〕

- (1) 主なものをあげると、桜井芳朗氏「御史制度の形成(上・下)」(東洋学報三三二・三、一九三二)、藤岡喜久男氏「前漢の監察制度に関する一考察」(史学雑誌六六一八、一九五七)、紙屋正和氏「漢代刺史の設置について」(東洋史研究三三二、一九七四)、顧頡剛氏「兩漢州制考」(慶祝蔡元培先生六十五歲論文集、一九三五)、勞幹氏「兩漢刺史制度考」(中央研究院歷史語言研究所集刊一、一九四四)、敵耕望『中国地方行政制度史』卷上『秦漢地方行政制度』(一九六三)などがある。いまのところ許樹安氏「漢代司隸校尉考」(文獻一九八〇—三)の一篇を検索しえるのみである。しかも右の論考も州刺史との関係如何といった考察にその大部分があてられており、司隸校尉の独自性の追求という観点は認められない。
- (2) 例えは桜井芳朗氏は前掲論考の中で、「(司隸校尉は)根本を探ってみるならば刺史の一たること明瞭である」(四五三頁)「要するに司隸校尉が他の刺史よりも重要視されたのは、中央の諸官を監察し、京師附近の警察にあたったからである」(四五四頁)と述べられている。
- (3) 大庭脩氏「後漢の將軍と將軍假節」(『秦漢法制史の研究』一九八二所収)参照。
- (4) 多田狷介氏「前漢武帝代の酷吏張湯について」(東洋史研究三六一二、一九七八)参照。
- (5) 前掲桜井氏論考参照。
- (6) 大庭脩氏の研究によると、斧(あるいは斧鉞)の授与は(節の場合と同様)専殺権の意味するものである。ただし斧(あるいは斧鉞)は概ね將軍に授けられ軍隊内部を規制するために用いられる。大庭氏「前漢の將軍」(前掲書所収)参照。
- (7) 漢書<sup>卷四</sup>十五江充伝及び同書<sup>卷六</sup>十三辰太子劉桀伝。
- (8) 漢書<sup>卷六</sup>十六劉屈氂伝。
- (9) 漢書<sup>卷六</sup>十六霍光伝。
- (10) 拙稿「前漢武帝期以降における政治構造の一考察」(九州大学東洋史論集九、一九八一)参照。
- (11) この点については本学教授越智重明氏より御教示をいただいた。
- (12) 前掲藤岡氏論考参照。
- (13)

(14) 東川徳治氏篇『中国法制大辞典』(一九七九)「治罪」の項。

(15) この司隸校尉涓煦をめぐる一連の動きの中には、一方で丞相(府)対内朝官といった対立関係も看取できる。やや結論的にいえば、これはこの一連の動きを丞相(を始めたとする外朝官)の國政に関する権限強化の現われと捉えた内朝官がそれに危機感を抱き、司隸校尉涓煦支援に回ったために生じたものである。なおこの時期の漢朝の政治構造については、前掲拙稿参照。

(16) 拙稿「後漢時代の尚書・侍中・宦官について」(東方学六四、一九八二)参照。

(17) 前掲顧頡剛・勞榘・蔽耕望各氏論考参照。

(18) 警察活動における司隸校尉と地方官との間の統轄関係については、その萌芽的なものが前漢末に見える(漢書<sup>卷八</sup>十四翟方進伝)。しかしそれが必ずしも有機的に機能するものではなかったことは、漢書<sup>卷七</sup>十六王尊伝に成帝の時のこととして「司隸遣仮佐放、奉詔書白(京兆尹王)尊発吏捕人。(中略)放曰、所捕宜今発吏。尊又曰、詔書無京兆文、不当発吏。」とあるのに窺われよう。

(19) 漢代における「詔獄」については、拙稿「漢代における『詔獄』の展開」(古代文化三五―九、一九八三)参照。

(20) 後漢末靈帝期各々宦官誅滅を企図した竇武及び何進は、計画の第一段階として司隸校尉を自己の勢力下に置いている(後漢書<sup>第五</sup>十九竇武・何進阿伝)。また次の献帝期漢朝の実権を掌握した袁紹あるいは曹操が各々司隸校尉を領したことは周知のところであらう。

〔補註〕 本稿では司隸校尉の独自の展開過程を中心に考察したが、漢朝監察体制中での司隸校尉の意義等を考える場合、御史中丞との関係を明らかにすることが重要であらう。この点については稿を改めて考察する。